

平成30年度 あさぎり町議会第7回会議会議録（第16号）						
招集年月日	平成30年12月11日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成30年12月11日 午前10時00分			議長	山口和幸
	散会	平成30年12月11日 午後4時06分			議長	山口和幸
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 16名 欠席 0名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	市岡貴純	○	9	永井英治	○
	2	難波文美	○	10	皆越てる子	○
	3	加賀山瑞津子	○	11	小見田和行	○
	4	橋本誠	○	12	奥田公人	○
	5	久保尚人	○	13	久保田久男	○
	6	小出高明	○	14	溝口峰男	○
	7	森岡勉	○	15	徳永正道	○
8	豊永喜一	○	16	山口和幸	○	
議事録署名議員	3番 加賀山瑞津子 4番 橋本誠					
出席した議会書記	事務局長 大林弘幸 事務局書記 林敬一					
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	愛甲一典	○	教育長	米良隆夫	○
	副町長	小松英一	○	教育課長	木下尚宏	○
	総務課長	土肥克也	○	会計 管理者	田中伸明	○
	企画財政 課長	片山守	○	農林振興 課長	甲斐真也	○
	税務課長	那須正吾	○	商工観光 課長	北口俊朗	○
	町民課長	宮原恵美子	○	建設課長	大藪哲夫	○
	生活福祉 課長	上村哲夫	○	上下水道 課長	深水光伸	○
	高齢福祉 課長	出田茂	○	農業委員会 事務局長	船津宏	○
	健康推進 課長	松本良一	○			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第16号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 定例日の会議日程報告
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 行政報告及び教育行政報告
日程第 5 議案第26号 あさぎり町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定
について
日程第 6 議案第27号 あさぎり町ふれあい物産館条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 7 議案第28号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について
日程第 8 議案第29号 平成30年度あさぎり町一般会計補正予算（第10号）について
日程第 9 議案第30号 平成30年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
日程第10 議案第31号 平成30年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
日程第11 議案第32号 平成30年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第12 議案第33号 平成30年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第13 議案第34号 平成30年度球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算（第2号）について
日程第14 議案第35号 平成30年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算（第2号）について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 定例日の会議日程報告
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 行政報告及び教育行政報告
日程第 5 議案第26号 あさぎり町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定
について
日程第 6 議案第27号 あさぎり町ふれあい物産館条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 7 議案第28号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について
日程第 8 議案第29号 平成30年度あさぎり町一般会計補正予算（第10号）について
日程第 9 議案第30号 平成30年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
日程第10 議案第31号 平成30年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
日程第11 議案第32号 平成30年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第12 議案第33号 平成30年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第13 議案第34号 平成30年度球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算（第2号）について
日程第14 議案第35号 平成30年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算（第2号）について
-

午前10時 開 会

●議会事務局長（大林 弘幸君） 起立願います。礼、おはようございます。着席。

◎議長（山口 和幸君） ただいまの出席議員は16人です。定足数に達していますので、平成30年度あさぎり町議会第7回会議を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（山口 和幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。今定例日の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、3番、加賀山瑞津子議員、4番、橋本誠議員を指名します。

日程第2 定例日の会議日程報告

◎議長（山口 和幸君） 日程第2、定例日の会議日程報告を行います。本定例日の会議運営について、議会運営委員会が開催されておりますので、ここで豊永議会運営委員長長の報告を求めます。豊永委員長。

◎議会運営委員長（豊永 喜一君） おはようございます。議会運営委員会より報告をいたします。先週12月4日火曜日午前10時より、議場第2研修室におきまして議会運営委員会を開催しましたので、その内容を報告いたします。今定例日の会議日程については、本日より12月14日まで4日間とすることにいたしました。なお、お手元に配付のとおり、14日金曜日には予定された議案審議を終了し、閉会の予定であります。会議に付する事件については、すべての議案を本会議において審議することといたします。会議日程の中で、本日は2件の条例及び一部事務組合理約の一部変更並びに7件の補正予算の審議採決を行い、12日と13日までの2日間で一般質問を行うことといたします。今回は9名の議員の登壇が予定されていますが、簡明で建設的な政策論争が展開されますよう議員各位の御奮闘を期待いたします。なお、類似の質問事項に関しましては、前質問者に続けて行うこととし、引き続き一般質問の効率化を図ることといたします。12日と13日の終了後は、各委員会等の開催に充てることといたします。14日金曜日は残りの議案審議ですが、事前配付のとおり指定管理の議案8件、公の施設区域外利用の議案1件の計9件と、諮問案件1件、発議などが予定され採決まで行う予定であります。スムーズな議事進行への御協力を願います。9月定例議日以降に事務局で受け付けた陳情等の取り扱いについては、配布した一覧表のとおりであります。なお詳細については、事務局において閲覧をお願いいたします。その他議会運営については、議会運営の指針のとおりであります。引き続き本会議中における執行部の議案説明の簡素効率化について申し入れを行っておりますので、議員各位におかれましても、簡潔でわかりやすい発言を心がけていただくよう御協力をお願いします。以上報告を終わります。

◎議長（山口 和幸君） したがって、今定例日の日程は本日から12月14日までとします。

日程第3 諸般の報告

◎議長（山口 和幸君） 日程第3、諸般の報告を行います。まず私議長より報告いたします。お手元の資料のとおり報告をしたいと思います。1点だけお話をしておきたいというふうに思います。幸野溝、百太郎溝、本年夏の豪雨で、溢水をいたしまして、周辺部が浸水するということがございました。この幸野溝百太郎溝は、地域の農業かんがい用水として大変大きな役割を果たしておりますけれども、こういった豪雨のときには、いわゆる上流からの受けざらといいますかそういう役目も果たしてまいります。そういったことで、大変あの地域に貢献する、大事なかんがい用水でございますが、やはり、長年の歴史の中で、さまざまな課題も出てきております。今、マネジメント事業で、百太郎溝等は一部改修を行っておりますけれども、やはり、今後これを維持していく、いわゆる世界灌漑施設遺産にも指定されてあることでもありますので、これを将来にわたって先祖が残してくれたものを私たちはしっかり引き継いでいく必要があるというふうに思っております。その中で、やはりそれを維持していただいております農家の皆様方、担い手不足とあるいは後継者不足等々でやはり大きな課題も抱えていらっしゃると思います。その中でやはり私たちは、行政に携わる者として、地域の皆さんとしっかり議論をしながら、この大事なものを後世に残していかなければならないという

ふうになっております。そういう意味でもせんだって、幸野溝、百太郎溝両土地改良区のほうから、町長あて議長あてに陳情要望書が上がってまいりましたので、建設経済委員会のほうに付託いたしまして、いろいろと議論をしていただくことになろうかと思いますが、建設経済委員会のみならず、これはやはり全議員としてしっかりと課題として取り組んでいく大きな課題でございますので、なにとぞ皆さん方におかれましても、このことをしっかりと胸に刻んでいただいて、議会活動をしていただければというふうに思います。以上、私のほうからの報告を終わりますが、本日までに受領いたしました平成30年9月定例日以降の陳情書、要望書については、お手元に配付しました一覧表のとおりでございます。弓道場移設に関する陳情書については、総務文教常任委員会へ付託。平成30年6月20日豪雨及び平成30年7月台風7号に関する緊急要望については建設経済委員会へ付託をいたします。例月現金出納検査報告書は事務局に保管してありますので、閲覧していただきたいというふうに思います。なお、9月定例日以降の指摘事項はあっておりませんので、以上で議長の報告を終わります。次に総務文教常任委員会の報告を求めます。久保田委員長。

◎総務文教常任委員長（久保田 久男君） おはようございます。総務文教常任委員会の報告をいたします。9月定例会後、11月19日に1回のみ開催しております。総務課より3件、企画財政課、教育課より各1件ずつあり主要の案件のみ報告します。（1）職員の給与改定については、平成30年10月12日に出された人事院勧告を踏まえて改定されるものです。給料に関しては、約400円から1,500円の引き上げがなされ、期末勤勉手当は0.05月分増え、これまで6月期と12月期では配分率に差があったのが、平成31年度から同率の配分にする改定であります。また、常勤特別職も同様の会計で職員の期末手当、議員の期末手当についても同率で行うため、最終日発議で提案の予定ですのでよろしく願います。（3）公共施設マネジメントシステムについては、これまでの経緯、施設の総合管理計画策定、システム導入、データの入力整備等について説明を受ける。計画では、平成30年度末を目標に計画策定し、現段階でも手を入れなければならない施設等については、同時並行的に事業を進めていくとの説明であった。（4）あさぎり町防災基本条例については、平成28年11月25日に球磨地区防災士連絡協議会から請願書が提出され、平成29年12月に議会で採択されたもので、その後、町のほうで検討を重ね、素案づくりを進めてきた。素案作成に当たっては、熊本大学の専門教授の助言を受け、条例には、基本的な目的理念役割を簡潔に記載し、細部については、地域防災計画に記載していくとのことで、今後、説明会を2回ほど行い原案を策定し、3月定例会議に提案する予定である。質疑では、条例にはもっと最低限の項目は網羅したほうがいいのか等の意見があった。他の案件については、全協等で既に説明済みでございますので省略いたします。以上、総務委員会の報告を終わります。

◎議長（山口 和幸君） 次に、厚生常任委員会の報告を求めます。

◎厚生常任委員長（奥田 公人君） おはようございます。厚生常任委員会の報告を行います。所管事務の調査、平成30年9月13日木曜日、議会議事堂議員控室で、ふれあい福祉センターの再編について、生活福祉課より説明がありました。ふれあい福祉センター再編にかかる意見交換に見る方向性や施設配置構想、再編整備スケジュール案についての説明がありました。所管事務調査、平成30年10月26日金曜日議会議事堂第2研修室、自立研修センター民間施設建設について報告がありました。生活福祉課よりです。ひきこもり、ニート、家庭内暴力などの問題を抱えた方の自立生活、就労の支援を行う民間の支援センターである。あけぼの橋自立支援センターを免田築地地区に建設予定とのことで、建設予定予算は約5,000万円で、1カ月の利用料金は約37万円。内訳としまして授業料30万円、賃貸料7万円となっています。厚生常任委員会研修視察研修について。研修、予定期間は平成30年12月5日から7日までで、宮崎県大分県方面と決定しました。所管事務調査、平成30年11月14日水曜、議会議事堂議員控室、高山荘廃止について、高齢福祉課より説明がありました。平成31年3月31日をもって、用途廃止の予定との報告がありました。

次に、あさぎり町指定密着型サービス事業所等の指定等に関する規則を全部改正することについて、高齢福祉課より説明がありました。あさぎり町指定密着型サービス事業所の指定等に関する規則を全部改正することについての説明がありました。3、市町村自殺対策計画策定について、健康推進課より説明がありました。市町村自殺対策計画策定についての説明であります。4、厚生常任委員会視察研修事前勉強会、認知症対策について高齢福祉課より、ネウボラ子育て支援について健康推進課、生活福祉課より説明を受けました。次に厚生常任委員会視察研修の報告を行います。平成30年12月5日から7日まで、1、世代間交流施設トロンパレット研修、平成30年12月5日水曜日14時から宮崎県児湯郡川南町商工会。トロンパレットとは医商連携医療と商店街の連携の一環として、商工会、社会福祉協議会、川南町の三者が立ち上げた施設だそうです。トロンパレットとは、商店街にある電器店の空き店舗をリノベーションして世代間交流施設として平成28年4月にオープンしました。トロンパレットの収支は、収入はほぼありませんが、支出は家賃4万円、光熱水費2万円、電気料3,000円。雑費ほか評価7,000円の計7万円を商工会から支出しているとのことでした。次に子育て支援センター研修、15時30分から川南町子育て支援センター、町内町外にかかわらず、小学入学前のお子さんを子育て中の方ならどなたでも利用できます。子育てに関する情報交換をしたり、保護者同士の交流の場となっています。利用料金は無料です。申し込みもありません。利用時間内であればいつでも気軽に利用できますとのことでした。3、認知症対策研修、平成30年12月6日木曜日10時から宮崎県東臼杵郡門川町役場、門川町は人口、1万7,866人、65歳以上5,717人で、高齢化率は32%であります。認知症施策検討委員会定員10名、認知症地域支援推進員定員なし。任期3年を要請しております。認知症サポーター養成講座や認知症初期集中支援チーム定員なしの委託業務契約を締結しておられます。オレンジカフェ毎週木曜日10時から12時までや、徘徊模擬訓練を実施し、認知症総合支援事業を展開しておられます。4、産前から産後の切れ目ない支援や、関係機関との連携及びネットワーク研修、平成30年12月7日10時から、大分県玖珠郡玖珠町役場。玖珠町では、昭和25年森町、玖珠町、北山田村や、八幡村の2町2村が合併した町で人口1万5,362名の町であります。玖珠町産後ケア事業は、出産後安心して健やかに育児ができるよう、助産師等による授乳指導や育児指導、休養等のサポートをしています。玖珠町の産後ケア事業を利用できる方は、産後6カ月未満のお母さんと赤ちゃんで、1、玖珠町に住民票がある。2、産後心身の不調や育児不安がある。3、家族等から産後の支援を受けられない。ただし、医療ケアが必要な方は利用できません。ケアの内容はお母さんさんの健康、骨盤ケアおっぱいケア等赤ちゃんの健康管理、発育発達チェック沐浴と育児サポート、授乳指導、沐浴指導、育児相談等が組まれています。ネットワークを展開してよかったこととして、関係機関との連携が深まった。利用者の生活背景を把握し、1番苦しいときに、個人に合った支援を提供することができたという特典があったとの説明がありました。今回の研修データ利点を今後のあさぎり町の発展のために、生かしていければと思っています。以上で厚生常任委員会報告を終わります。

◎議長（山口 和幸君） 次に、建設経済常任委員会の報告を求めます。小出委員長。

◎建設経済常任委員長（小出 高明君） おはようございます。建設経済常任委員会より報告いたします。平成30年9月11日から11月30日まで5回の委員会を開催し、主に今回の12月定例議会で提案提出される所管課の補正、条例改正、指定管理の規程等の議案件について、審議、協議を行いました。ほかに10月15日から17日までの建設経済常任委員会視察研修について報告いたします。10月15日山口県周南市。徳山駅前にぎわい交流センター視察研修、研修内容として、駅前にぎわい交流施設整備の目的、施設整備に関する住民の方々に対する説明等の合意形成の経緯、民間との協力体制、その成果と今後の進め方について研修を行いました。10月16日、山口県美祢市。道の駅整備運営状況視察研修。研修内容といたしまして、道の駅の整備、運営状況について、農産物等の加工販売状況について研修を行いました。次に、10

月11日、福岡県朝倉市、昨年7月に記録的短時間豪雨、九州北部豪雨災害で、甚大な被害を受けた朝倉市、その後の普及状況視察。元の状況になるにはまだまだ時間がかかる。その被害の大きさを痛感いたしました。次に熊本益城にある九州アグリサポートセンターにおいて、ICT情報通信技術の農業視察研修、農業にICTを活用すると、今までの経験でえた情報を蓄積していくことができ、機械の情報、圃場生産コストの見える化などにつながり、実際、機械の実演説明もあり、地域と一緒に農業の大型化、農地の大型化、また今後の農業をやる若者にとって夢のある農業につながってくれることを期待する研修でした。以上、建設経済常任委員会の報告といたします。

◎議長（山口 和幸君） 次に、人吉球磨広域行政組合議員の報告を求めます。豊永議員。

○人吉球磨広域行政組合議員（豊永 喜一君） 人吉球磨広域行政組合議会定例会の報告を申し上げます。平成30年第4回人吉球磨広域行政組合定例会が11月30日午前10時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開会されました。日程第2、会期の決定については、11月30日開会、12月1日から12月20日までを休会とし、12月21日までとすることに決定しました。日程第3、行政報告があり、理事会代表理事から8月の平成30年第3回議会定例会以降の定例理事会における主な審議等について報告がありました。日程第4、認定第1号から日程第6、認定第3号までの一般会計及び特別会計3件の平成29年度歳入歳出決算認定については、平成29年度決算特別委員会委員長 加賀山瑞津子議員から審議結果についての委員長報告があり、質疑、採決の結果、認定第1号については異議がありましたので、起立採決を行い、賛成多数で原案のとおり認定し、認定第2号及び第3号については、全員異議なく原案のとおり認定することに決定しました。7議案を一括し、執行部の提案理由の説明後、日程第12、議案第19号及び日程第13、議案20号を除く5議案については補足説明を受け、日程を変更し、条例案件から先に議案ごとに質疑採決を行い、日程第7、議案第14号より、日程第11、議案第18号の5議案については原案のとおり可決し、1日目は散会となりました。以上、報告をいたします。

◎議長（山口 和幸君） 次に、公立多良木病院企業団議員の報告を求めます。小見田議員。

○公立多良木病院企業団議員（小見田 和行君） おはようございます。平成30年第3回球磨郡公立多良木病院企業団議会定例会の報告をいたします。8月31日に開会し、議案の一部を残し延会となっております。平成30年第3回定例会について、9月25日午後1時30分より再開し、残りの審議を行っております。議案等につきましてはこの日審議した決算認定4件はいずれも原案認定となりました。続いて3名の議員から一般質問を行いました。以下は9月25日に行われた議案についてです。議案第2号平成29年度球磨郡公立多良木病院企業団、上球磨地域包括支援センター特別会計歳入歳出の決算の認定ですが、歳入合計4,409万7,924円、歳出合計4,031万6,695円でした。歳入の主なものは3町村からの負担金2,679万6,000円。内訳は、多良木町1,469万4,123円、湯前町728万7,013円、水上村481万4,864円。2番、介護予防計画費収入1,205万2,000円でした。一方で歳出は職員6名の給与手当等を含む一般管理費が主なものでした。続いて認定第3号、平成29年度球磨郡多良木公立病院病院企業団病児病後児保育特別会計歳入歳出の決算認定は歳入合計1,196万3,460円。歳出合計1,010万4,092円でした。歳入の主なものは、国県及び4カ町村からの負担金並び自己負担金、負担金収入、歳出は職員の給与手当などの一般管理費が思でした。負担金の内訳は、多良木町179万51円、あさぎり町124万1,050円。湯前町34万3,338円。水上村33万7,561円。国及び県582万2,000円です。また利用者の延べ数は473人で、その内訳は、多良木町173人、あさぎり町237人、湯前町27人、水上村22人、その他14名となっております。認定第4号、平成29年度水上村立古屋敷診療所特別会計決算の認定については、歳入合計1,166万4,847円。歳出合計1,109万8,771円でした。歳入の主なものは負担金936万円。外来収入190万2,000円で、歳出は職員の給与等の

一般管理費及び薬品代等の医業費が主なものでした。なお、外来患者延べ数は163人となっております。認定第5号、平成29年度槻木診療所特別会計決算の認定についてで歳入合計1,377万8,236円。歳出合計1,250万8,488円であります。歳入の主なものは負担金750万円、外来収入425万円で、歳出は職員の給与等の一般管理費及び薬品代を含む医業費が主なものです。なお、外来患者延べ数は466人となっております。最後に一般質問につきましては、湯前町選出の味岡議員、同じく遠坂議員並びに多良木町選出の久保田議員より、企業団の経営状況や今後の病院や診療センター新健診センター等の経営方針、方向性または職員の体制、待遇について質問がありました。以上簡単ではありますが、球磨郡公立多良木病院企業団議会の報告を終わります。

◎議長（山口 和幸君） 次に上球磨消防組合議員の報告を求めます。橋本議員。

○上球磨消防組合議員（橋本 誠君） おはようございます。上球磨消防組合議会の報告をいたします。平成30年12月3日午前10時より第2回定例会を開会しました。日程第1、会議録署名議員の指名につきましては、5番、小野議員、6番、宇佐議員を指名いたしました。日程第2、会期の決定につきましては、12月3日、1日限りに決定いたしました。日程第3、認定第1号、平成29年度、上球磨消防組合一般会計歳入歳出決算認定について。歳入総額5億7,403万1,000円。歳出総額5億6万6,016万5,000円。歳入歳出差し引き額1,386万6,000円とし、平成29年度一般会計歳入歳出決算については、原案どおり認定いたしました。日程第4、議案第8号、上球磨消防組合職員の給与に関する条例の一部改正について。平成30年度の人事院及び熊本県人事委員会の勧告に伴い、当組合の給与に関する条例を一部改正されたものであります。日程第5、議案第9号、上球磨消防組合火災予防条例の一部改正について。消防庁通知に伴い、当組合でも、管内防火対象物の消防法令遵守状況等にかんがみ、当制度の実施が必要であると認め、火災予防条例の一部を改正するものであります。日程第6、議案第10号、熊本縣市町村総合事務組合規約の一部変更について。日程第7、議案第11号、平成30年度上球磨消防組合一般会計補正予算第1号について、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,120万円4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,179万6,000円とするものです。これは、職員の退職に伴うものであります。以上認定議案4を原案どおり可決しました。また、庁舎建設においての経過はですね今現在基礎工事を行っており、出来高が11%と聞いております。また来週特別委員会で現場の研修を行う予定になっております。以上、上球磨消防組合議会の報告を終わります。

日程第4 行政報告及び教育行政報告

◎議長（山口 和幸君） 日程第4、行政報告及び教育行政報告を行います。まず行政報告を行います。町長。

●町長（愛甲 一典君） 皆さんおはようございます。12月のこの第7回議会ですね、いろいろと案件提出しておりますけど、全議案可決承認いただきますようよろしくお願いいたします。先ほど議長からですね、商工女性部の方にお花のお礼がありましたけど、私からもお礼を申し上げます。今回のこの議場の花の提供のみならずですね、今駅前のイルミネーションも、非常に明るく点灯しておりますけど、さまざまな町のイベントにですね、商工会女性の皆様方が支援いただいておりますことをこの場を借りてですね、御礼申し上げます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。それではお手元のほうに資料が届いておると思いますが、行政報告をですね特にここはというところを示しながらですね報告いたします。まず1ページの上から3段目でございます。9月ですね、敬老会が52行政区で行われたところでありまして、実は今年からですね、これまでは敬老会は70歳までとしておりましたけども、今年から毎年1歳ずつ繰り上げをいたしましてですね、5年後には敬老会は75歳まで年齢を上げるということで今お願いしてですね進めております。そういうことで、そのことをですね、もういっぺん確認を含めて報告いたします。次にですね、1番下ですね、このタイトルはうつスクリーニングということでちょっとうつってスクリーニングってタイトル

が余りもう一つだと思いますけれども、これは熊本大学の医学部神経精神科のほうと協力いただいでですね、いわゆる心の健康の取り組みを行っているということでございます。40歳以上の方、3,550人の方ですね、アンケートを配布して回収率が37.9%でありました。そのうちに、いろいろとアルコールその他のリスクがあると判断された方、268名の方に対しましてですね、再度面談したほうがいいですよというお願いをして、結果2日間で53名、率にして19.8%の方が出席され、2次面接を受けられております。その後、欠席者に対しても、町の方からは電話によるフォローをしているということであります。次のページお願いいたします。上から4段目ですね、中ほどです。9月20日、第2回あさぎり町まちづくり審議会の方に審議を行っていただいております。現在ですね現在と言いますか、昨年までで、第2次あさぎり町の総合計画の前期が終わりました。そういうことで、前期終わりました今年から後期の1年目に入っているわけですけど、まず前期の部分をですね、しっかりと検証反省し、今後これから30年度から5年間、35年度までになりますけども、後期のこの総合計画を推進することになりますので、このことについていろいろと確認意見を求めたところでございます。下から2段目、9月23日、ヘルシーランド薬師温泉まつりを実施いたしました。いつもは2月前後に行っているものをですね、今年はヘルシーランドがオープンしたということで、さらにリニューアルオープン記念イベントを行いました。今のところですね、お越しいただいてる入浴客は順調に伸びておりまして、またこの売店ですね売り上げ等も予想通り伸びてるということで、比較的順調に今スタートをしているところでございます。次のページです。上から2段目です。10月3日、薬草加工場のですねほうで、身体障害者等にも支援いただいでですね、この薬草のこの工場での人的なパワーの確保と逆に障害者も障害持った方も仕事ができるという環境づくりを目的にですね、今協議を進めておるところでございます。その話をこの10月3日に行っております。今後の取り組みといたしましては、生産農家のですね、三島柴胡の根の洗浄、それから根切りですね、こういった作業を福祉事業所と連携してやれないかということで今進められております。下から2段目、10月12日、やっつろ館ですね、岡原のやっつろ館で、JAの女性部のほうで女性部というのがありますけど、その中のグループの認定農業女性の皆さんたちがですね、JAの女性部の中でもう一つグループをつくってですね、よりいろんな情報交換をして、今後の農業のあり方を検討していこうということで、このあさぎり町認定農業女性の会というのが発足いたしまして、初会合が行われております。当面、研修会とか情報交換をしていこうということで進んでるということでございます。次のページお願いします。下からですね、3つ目ですね、10月27日。ふれあい福祉センターの改修に係る住民説明会。温華乃遥温泉のですね、今後の取り組みについて、岡原地区の住民の方中心に説明を行ったところでございます。温華乃遥温泉につきましては、1月13日までで温泉は運営をもう中止するということをお知らせしております。今後の進め方等についてですね住民の皆様に説明し、いろいろと意見もいただいておりますので、その内容を踏まえてですね、今後の取り組みを行っていくということであります。その下、10月28日あさぎり町の町で行ってる福祉まつりを須恵文化ホールで行っております。いろいろな催しをしていただきましたけれども、このときの講演会でですね、確か日赤の院長先生かなんかの顧問の先生かと思うんですけど、言われた言葉がしっかりと印象に残っております。何を言われたかといいますとですね、歳を重ねて高齢になっても、そのかっこよくですね、背筋を伸ばして生きていきましょうねという話でありました。これは大事な教えと思ってですね、私も受けとめていたところでございます。次ですね、ページにいきます。上から2段目、10月31日あさぎり町の全地域でいきいき100歳体操ということで、それぞれ公民館を中心に行っておりますが、このたびですね、生涯学習センターの体育館のほうでですね約200名、それぞれのいきいきの体操をされる方が一堂に集まって、体操やレクリエーションを行っていただいております。こういうふうですね、ほかの地域の方との交流を深めながら、さらにこの体操を広めていくということで、意義のある交流会であったと思っております。それから二

つ下のほうなのですが、11月7日からですね、11月9日にかけて、第21回全国農業担い手サミット in 山形ということが行われておりまして、あさぎり町からはですね認定農業者、あさぎり町の会長であり、県の副会長も務めておられます桑原としのりさんと他あと3名の方、合計4名の方がですねこの研修に参加されております。次のページです。上から3段目です。11月13日、在宅医療と介護連携のための多職種研修会ということで、ポッポ一館ですね、123名いろんな介護関係の施設等の方々含めて、この地域包括ケアシステムの活動の一環として行っております。今後ですね、この地域包括ケアシステムが非常に大きな、町の福祉系ですね、介護系の取り組みをやっていくというふうになってきますので、今後ともですねこの取り組みはしっかりとフォローしていきたいと思っております。それから二つ下、11月15日、農業者との意見交換会ということで免田地区で48名の方にお集まりいただき、議会の皆さんたちもですねオブザーバーとして出席いただいております。テーマは、未来につなぐ地域農業のあり方について、それから遊休農地の対策についてということで話をされたということであります。非常に大事な取り組みでありますので、今後とも議員の皆様方のこういったですね、対話活動をよろしく願いをいたします。最後のページの下から2番目であります。11月28日から11月29日、区長研修。これ毎年1回行っておりますけどが行われております。今回はですね、玄海町、福岡市ということで、いずれもですね、ここ数年ずっとこの区長研修は、防災をテーマにした区長研修をされております。そういうことで今回もですね、玄海の原子力発電所や、福岡市の防災センター等をですね訪問されて、今後のあさぎり町の地震風水害に対する備えということでありました。あと、別紙にですね入札関係の書類をつけておりますので、後でご覧いただければと思います。以上、説明を終わります。

◎議長（山口 和幸君） 次に教育行政報告を行います。教育長。

●教育長（米良 隆夫君） 皆様おはようございます。それでは、教育行政について御報告いたします。お手元の資料の中から、主なものを御報告させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。まず1ページでございます。1番上の平成30年9月8日、9日、15日、16日と第73回くまもと県民体育祭特別大会が県内一円で開催されております。本町からも17競技に115名が選手として参加しております。個人優勝が3名、バレーボール女子、柔道、クレー射撃、馬術ゲートボール女子がベスト4に入賞しております。続きまして下から2番目でございます。平成30年9月22日から9月23日にかけて、秋まるごとわくわく体験、お接待体験事業として、町内7カ所の観音札所それから、りゅうきんかの里で実施しております。地域の小学生15人が体験しましたが、地域住民との交流を図り、地域の文化に触れることができました。関係者の皆様にご心より御礼を申し上げます。続きまして2ページをおあげください。上から2番目でございます。平成30年10月2日にあさぎり中学校におきまして球磨教育事務所から総合訪問を受けております。球磨教育事務所所長、指導課長、管理主事、それから各指導主事のほうから教科指導、諸表簿等について指導助言をいただいております。続きまして上から3番目でございます。10月2日に須恵小学校、深田小学校において運動会が開催されております。当初9月30日日曜日に予定しておりましたが、台風24号の接近により10月2日火曜日に実施をしております。続きまして下の段をごらんください。10月3日に上小学校、岡原小学校におきまして、運動会を実施しております。これも須恵小学校、深田小学校と同様で、台風接近によります延期ということで、10月3日に実施しております。議員の皆様方におかれましては、早朝からご観覧、応援等をいただきまして本当にありがとうございました。続きまして3ページをおあげください。1番上でございます。平成30年10月8日にあさぎり町ふるさと案内人協会研修会、エンブリー今昔ということで、あさぎり町生涯学習センター及び須恵地区で実施しております。あさぎり町ふるさと案内人協会を対象に、琉球大学の神谷准教授を講師として招き、現地研修講話等を実施しております。参加は11人で行いました。続きまして上から3番目でございます。平成30年10月1

4日に文化ホール自主文化事業、熊本交響楽団あさぎり公演としまして、須恵文化ホールで開催しております。クラシック系の事業として熊本交響楽団のコンサートを実施いたしました。オーケストラの迫力ある演奏並びに中学生の希望者による指揮等もございまして、会場は大変盛り上がりを見せました。入場者数は222名でございました。続きまして下から3番目でございます。平成30年10月16日に人吉球磨中体連駅伝大会が、あさぎり中学校をスタート、ゴールで実施されました。結果は男子が2位、女子が3位というふうに変健闘いたしました。なお、この大会で2位に入りました男子は、県大会のほうに出場しております。続きまして4ページをごらんください。平成30年10月21日、第16回球磨川幸福マラソン大会を須恵文化ホールスタート・フィニッシュで実施しております。県内外から1,002名がエントリーいたしました。当日は890名のランナーが参加しております。大きな事故等もございませんでした。会場の準備等につきましては、議員の皆様方におかれましては、大変お世話になりました。ありがとうございました。続きまして下から2番目でございます。平成30年10月27日から10月28日にかけて、くまそアカデミー古代体験事業を深田校区公民館せきれい館、免田保健センター、免田地区で開催しております。関西外国語大学の佐古教授、BEI代表関口怜子様、清水ますみ様を講師にいたしまして、球磨郡の様相や食の楽しさなどについて研修を実施しております。参加者は73名でございました。続きまして5ページをごらんください。1番上でございます。先ほど申し上げました駅伝関係でございますが、平成30年11月9日に熊本県中学校駅伝大会が天草市で開催されております。本町からもあさぎり中学校が参加しておりますが、男子6区間20キロで行われまして17位と検討をしております。続きまして最後のページでございます。真ん中でございます。平成30年11月25日に第16回あさぎり町内一周駅伝大会を町内一円で開催しております。29行政区32チームが参加いたしました。竹野Aチームが初優勝というような結果でございました。これにつきましても、議員の皆様方には大変温かい御声援等をいただきましてありがとうございました。以上をもちまして教育行政の報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（山口 和幸君） ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時07分

◎議長（山口 和幸君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第5 議案第26号

◎議長（山口 和幸君） 日程第5、議案第26号、あさぎり町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第26号、あさぎり町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。平成30年8月10日に出されました人事院勧告及び同年10月12日に出された熊本県人事委員失礼しました。熊本県人事委員会勧告にかんがみ、本条例等の一部を改正する必要がある。よって地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものであります。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） おはようございます。では、議案第26号について説明いたします。2ページからの改め文をお願いいたします。今回の改正は人事院勧告等に基づき、一般職の職員の給与について給料表水準の引き上げ、勤勉手当支給割合の引き上げ及び期末手当、勤勉手当の期別支給割合の均等配分そして

宿日直手当の勤務1回の支給限度額の引き上げを行うものであり、これに伴い、常勤特別職の期末手当の期別支給割合及び非常勤職員の当直勤務に係る報酬を同様に改正するものでございます。このことから、この条例では、四つの条例を合わせて改正することとしております。まず第1条のあさぎり町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正は、6月期及び12月期の期末手当の支給割合が均等になるよう、それぞれ100分の130月分と改めるものでございます。次の第2条のあさぎり町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正につきましても、期末手当の期別支給割合を均等に改めるものでございます。次に第3条のあさぎり町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正は、まず第23条第1項に定める宿日直の勤務1回の支給限度額を6,300円から6,600円に引き上げ、3ページをお願いいたします。第219条第2項第1号に定める勤勉手当の支給割合、再任用職員にあつては、同項第2号に定める支給割合をそれぞれ12月期を100分の5月分引き上げ、別表第1の給料表を初任給は1,500円、若年層は1,000円程度、その他は400円を基本に引き上げ、再任用に職員についても、この取り扱いに準じて引き上げを行うものでございます。6ページをお願いいたします。次に、中段の第4条では、平成30年度以降の一般職の期末手当、勤勉手当については、6月期及び12月期の支給割合が均等になるように改めるものでございます。最後に最下段から次ページにかけての第5条のあさぎり町の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正は、救護施設の非常勤職員の当直勤務1回当たりの報酬を常勤職員と同様に6,600円に引き上げるものでございます。最後にこの条例の施行期日は、附則第1項により公布の日から施行するものでございますが、第1条第2条及び第4条の規定による期末手当、勤勉手当の期別支給割合の均等配分は、平成31年4月1日から施行し、また、附則第2項により、第3条の規定による一般職の給料表、勤勉手当及び宿日直手当、並びに第5条の規定による非常勤職員の当直勤務に係る報酬の引き上げは平成30年4月1日に遡及して適用するものでございます。以下、附則第3項は新旧条例の適用関係を附則第4項は委任事項を規定するものでございます。次ページからは、この一部改正による新旧対照表を添付するものでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんね。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第26号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって議案第26号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第27号

◎議長（山口 和幸君） 日程第6、議案第27号、あさぎり町ふれあい物産館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第27号、あさぎり町ふれあい物産館条例の一部を改正する条例の制定について、提案いたします。提案理由を申し上げます。物産館（売店）機能が移転したことで、加工場が主体となった施設機能となり、当該施設の名称変更が適当であるため、本条例の一部を改正する必要がある。よって地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては

ては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 農林振興課長。

●農林振興課長（甲斐 真也君） はい、おはようございます。議案第27号につきまして説明いたします。あさぎり町ふれあい物産館の売店がヘルシーランドのリニューアルにより、ヘルシーランド施設内に移転したことにより、ふれあい物産館の名称につきまして、利用者の方々が混乱を招かないように施設の名称を変更するものであります。4ページをお願いいたします。新旧対照表により説明いたします。新たな名称は、中ほどの第2条にありますように、あさぎり町農産加工センターとするもので、第3条の施設では、(2)の物産館を販売場と改正し、次ページになりますけれども、販売場の使用時間につきましては、加工場と同様に、午前8時30分から午後5時までとし、施設の休業日は土日祝祭日に改めるものです。次ページでございますが、加工場の利用につきましては、これまで休業日等の利用はありませんでしたが、第11条、第2項にありますように、休業日等の利用の申請には柔軟に対応いただくように管理をお願いしたいと考えているところであります。3ページをお願いいたします。この条例につきましては、平成31年4月1日から施行することとするものです。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんね。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第27号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって議案第27号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第28号

◎議長（山口 和幸君） 日程第7、議案第28号、熊本県市町村総合事務組合同規約の一部変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第28号、熊本県市町村総合事務組合同規約の一部変更について提案いたします。提案理由を申し上げます。熊本市町村総合事務組合同規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由です。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） それでは議案第28号について説明いたします。2ページをお願いいたします。今回の規約変更は、平成30年10月1日より地方独立行政法人くまもと県北病院機構設立組合が、熊本県北病院機構設立組合へと名称変更したため、規約の変更が必要となったものであり、3ページからの新旧対照表のとおり、別表第1の組合を組織する団体、及び別表第2の組合で事務の共同処理を行う団体の名称を変更するものでございます。最後に、この規約変更の施行期日は1ページにお戻りください。中段の附則に規定し、県知事の許可のあった日から施行し、平成30年10月1日から適用するものでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(山口 和幸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(山口 和幸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長(山口 和幸君) これから議案第28号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(山口 和幸君) 起立多数です。したがって議案第28号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第29号

◎議長(山口 和幸君) 日程第8、議案第29号、平成30年度あさぎり町一般会計補正予算第10号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(愛甲 一典君) 議案第29号、平成30年度あさぎり町一般会計補正予算第10号について提案いたします。平成30年度あさぎり町の一般会計補正予算第10号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億825万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2,524万8,000円とするものでございます。詳細につきましては、それぞれの担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長(山口 和幸君) 企画財政課長。

●企画財政課長(片山 守君) おはようございます。それでは、あさぎり町一般会計補正予算第10号について説明をいたします。2ページです。第1条第2項から朗読させていただきます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。第3条、債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正による。第4条、地方債の追加及び変更は第4表地方債補正による。次に6ページをお願いいたします。第2表繰越明許費でございます。全部で4件ございますが、企画財政課分としまして1行目の防災告知機器整備事業、2億9,943万7,000円でございます。本年度に工事を発注いたしますが、送信機器受信機器等が受注生産となり、完成が来年度になりますので、今回繰り越しをお願いするものでございます。次のページです。第3表債務負担行為補正でございます。7ページから10ページまで、全部で37業務を計上しております。全体といたしまして、今回の債務負担行為の追加は、来年度事業及び来年度以降の事業について、新年度4月1日からの業務開始に合わせ、準備行為が必要となり、本年度中に契約まで終了させる必要があるということで計上したものでございます。企画財政課分につきましては、番号の4番から8番までとなっております。まず4番の固定資産台帳システム保守業務であります。公会計の統一基準による財務諸表作成に必要な固定資産の台帳整備に伴う保守業務でございます。次のホームページシステム保守業務につきましては、来年度からの5年間のホームページの保守に係るもので、公開用サーバーの管理、デザイン維持の維持管理等を行うもので、単年度116万6,400円の5年分でございます。次のふるさと寄附管理システム保守業務につきましては、ふるさと寄附の台帳管理をしているシステムの保守となります。ふるさと納税申込受付業務は、ふるさと納税ポータルサイトふるさとチョイスでの受付のサービスで、ふるさと納税給付額の1%となっているところでございます。次のふるさと納税一括代行業務につきましては、平成30年度から委託しているふるさと納税ポータルサイトさとふるへの委託料となりますが、ふるさと納税寄附額の12%という

ことになっております。さとふるでは、ふるさと納税の受け付けから管理、受領証明書の発行までを一括して行っていただいております。次に11ページをお願いいたします。第4表地方債補正でございます。上の段、追加でございますが、公共土木施設災害復旧事業分の起債810万円を計上しております。起債の方法、利率、償還の方法につきましては本年度の他の起債と同じでございます。下の段の変更です。表右側の欄、補正後の限度額でございますが、防災告知機器整備事業の借入限度額を、3億850万円とするもので、2億9,940万円の増額を行うものでございます。今回設計ができ上がりまして、工事関係の予算を計上しております。その分を緊急防災減災事業として借り入れるもので、起債充当率100%交付税措置率70%でございます。なお補正後の起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。次に14ページをお願いいたします。歳入でございます。企画財政課所管分につきまして説明をいたします。4段目の目1地方交付税です。今回の補正予算の財源調整として、普通交付税で調整しております。次のページです。1番上、目1総務費国庫補助金の厚生労働省社会保障・税番号システム整備費補助金につきましては、当初予算で補助率を50%で見込んでおりましたが、100%の交付決定となりましたので、同額の102万6,000円を追加するものです。マイナンバーカードの記載事項の充実のために必要となる住民基本台帳システム機能の整備を行うものでございます。次ページをお願いいたします。2段目、目1指定寄附金のふるさと寄附金でございますが、本年8月からふるさと納税のインターネットの入り口として、さとふるという入り口を追加しております。ここに、この10月までの3カ月間で約400万円の寄附がございまして、さとふるにつきまして1,400万円ほどの収入ができる見込みとなりました。このため、さとふる分と、今までのふるさとチョイス分を合わせて3,750万円の寄附の収入見込みを立てましたので、当初予算との差額の750万円を追加するものでございます。最下段町債でございますが、目1総務債として防災告知機器整備事業債2億9,940万円、次のページ、目8災害復旧債としまして、公共土木施設災害復旧事業債810万円を計上いたしております。第4表地方債補正で説明したとおりでございます。19ページをお願いいたします。続きまして歳出でございます。全体といたしまして人件費につきましては、総務課長から説明がございまして説明を割愛させていただきます。中ほどの目8電子計算費の備品購入費190万2,000円でございます。現在導入しているタブレットにつきまして執行部でも今後活用を図ることにしておりまして、今回課長補佐分16台と、予備分として7台、計23台の購入を計画するものでございます。活用につきましては、毎月の幹部会、内部会議等での使用を考えております。総額で283万円ほどかかりますが、予算残がありますので差額の190万2,000円を計上したものでございます。次の目14基金費でございますが、ふるさと基金積立金でございます。今回歳入で計上いたしましたふるさと寄附金750万円の歳入の追加分を全額積み立てるものでございます。その下、目15、地域情報通信基盤整備推進事業費でございます。ポケットベルの周波数体を使った防災無線のシステム整備費でございます。節13委託料の管理委託料でございますが、今回の工事の施工管理を委託するものでございます。工事請負費につきましては、上地区千望に設置します送信局設置工事、主配信局副配信局2カ所の設置工事、戸別受信機として防災ラジオを6,500台整備するものでございます。節19の送電線延長負担金につきましては、電力事業者に対する負担金でございます。送信局に電気を送電する必要がありますが、3キロ以上の距離があるため、規定により1キロメートルを超える部分について受益者負担金が発生するというものでございまして、843万7,000円を計上するものでございます。なお、本工事関係経費の財源は、緊急防災減災事業債を計画しております。繰越明許をお願いしているものでございます。次に目17ふるさと寄附対策費でございます。ふるさと寄附お礼品としまして300万円を計上しております。歳入増加分の750万円の40%で計上いたしました。今後、歳入が計画よりも増加することも考えられますので、30%のところを40%で計上させていただいております。ふるさと寄附特産品発送業務委託料は、増加分の収入額が7

50万円の9%でございます。申し込み受付業務委託料につきましては、さとふる分の収入見込み額1,400万円の12%を計上しております。企画財政課分の説明は以上でございます。

◎議長(山口 和幸君) 総務課長。

●総務課長(土肥 克也君) 続きまして総務課所管分を説明いたします。まず繰越明許費について説明いたします。6ページをお願いいたします。2段目の款2総務費、項4選挙費の県議会議員一般選挙につきましては、平成31年統一地方選挙として選挙期日を4月7日とする臨時特例法が成立したところでございます。このことから、県議会議員一般選挙の告示日は3月29日となり、選挙期間は年度をまたぐこととなります。よって、今回補正する県議会議員一般選挙に係る費用のうち、ポスター掲示場設置委託料については、年度内完了ができないため、翌年度に繰り越すものでございます。一方3段目の、同款同項の町長選挙につきましては、同法により選挙期日は4月21日とされたところでございますが、両選挙期間の間隔が短いため県議会議員一般選挙のポスター掲示場を併用することとして設置委託料を今回補正することから、当該委託料についても、年度内完了ができないため翌年度に繰り越すものでございます。7ページをお願いいたします。債務負担行為の補正について説明いたします。まず議会事務局所管分として、番号1の業務、総務課所管分として、番号2及び3の業務については、いずれの業務も平成31年4月1日からの保守管理が必要であることから、本年度からの準備行為を実施するために、31年度までを期間とする債務負担行為を補正するものでございます。次に15ページをお願いいたします。ここから歳入予算の補正について説明いたします。下の枠の目1総務費県補助金は、本年度の県権限移譲事務交付金の交付決定により減額補正するものでございます。16ページをお願いいたします。上から一つ目の枠の目1総務費県委託金は、平成31年4月7日執行の県議会議員一般選挙に係る委託金であり、本年度の執行経費に充てるため、概算額が交付されるものでございます。以上で歳入予算の補正の説明を終わります。次に、歳出予算の補正について説明いたします。18ページをお願いいたします。まず今回の歳出予算の補正では、職員の給与費を給与改定並びに人事異動及び給与支給要件の変更により補正を行っております。したがって、給与費を計上するすべての科目において補正を行っていますが、最後の給与費明細により総括しておりますので、この科目での説明は割愛させていただきます。また、給与費を計上する特別会計においても同様の取り扱いとさせていただきますので申し添えます。次に、下の枠の2段目の目2文書管理費ではペーパーレス会議システムにかかる費用を減額補正しています。これは導入後の利用状況により、節13委託料のシステム導入委託料では、研修会の開催回数を、節14使用料及び賃借料のシステム使用料では、システム要領を見直したことによるものでございます。次に、最下段の目6財産管理費では、無償貸与期間が満了する電気自動車を引き続き活用するために、買い取りに必要な費用を計上するものでございます。20ページをお願いいたします。下の枠の目3県議会議員一般選挙費には、平成31年4月7日執行の選挙において、本年度に必要な経費を計上するものでございます。なお、特定財源として県からの選挙費委託金を充てるものでございます。21ページをお願いいたします。目4町長選挙費には、平成31年4月21日執行の選挙において、本年度に必要な経費を計上するものでございます。28ページをお願いいたします。上から三つ目の枠の目1消防総務費では、県権限移譲交付金の交付決定に基づき、上球磨消防組合において共同処理する事務に係る負担金を、減額補正するものでございます。次に32ページをお願いいたします。ここからは給与費明細でございます。まず特別職におきましては、その他の特別職として、平成31年4月執行の両選挙に係る選挙管理委員会委員報酬及び、後で説明いたします農業委員報酬を補正しています。次に33ページからの一般職をお願いいたします。一般職では給与改定並びに人事異動及び給与支給要件の変更による補正を行っており、比較の欄がそれぞれの給与の種類における今回の補正の総額となるものでございます。34ページをお願いいたします。ここでは、今回の補正を事由別に示すものであり、給料においては、給与改定による増減分の欄、職員手当においては、

制度改正に伴う増減分の欄に今回の給与改定に伴う補正額を、給料及び職員手当のその他の増減分の欄には、人事異動及び支給要件の変更による補正額を示すものでございます。以上、総務課所管分の説明を終わります。

◎議長（山口 和幸君） 税務課長。

●税務課長（那須 正吾君） はい。税務課所管分について御説明申し上げます。まず7ページをお願いいたします。債務負担行為の補正について御説明申し上げます。下から2枠目の総合型土地情報システム賃借1,305万5,000円につきましては、税務課の地図データシステムのサーバー及びシステムの利用料とパソコン機器との接続点検などを行う保守料となっております。次に14ページをお願いいたします。歳入でございます。1番上の枠、款1町税、項1市町村民税、目1個人、補正額3,035万7,000円につきましては、所得の増による増額と、当初予算計上時には、収納率を96%で見ておりましたが、99%に見直したための増額となります。2枠目の項2固定資産税、補正額1,386万6,000円を計上しております。償却資産が当初見込み額より増額となったことと、収納率を96%から97.5%に見直したことによる増額となります。3枠目の項3軽自動車税、補正額40万円は、当初予算時の予想台数を上回る台数増による増額となります。次に20ページをお願いいたします。歳出になります。1番上の目1税務総務費、節13委託料、総合型土地情報システムセットアップ委託料102万6,000円は、土地情報システムのソフト登録やLGWAN回線の開設などの初期導入費となります。その下の節18備品購入費、108万9,000円は、総合型土地情報システム機器、パソコン等の購入と申告用プリンターの購入費となります。その下の目2、賦課徴収費、節11需用費の印刷製本費37万6,000円は、各種税の納付書などの印刷代となります。以上で税務課所管分の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

◎議長（山口 和幸君） 町民課長。

●町民課長（宮原 恵美子さん） それでは町民課所管の補正予算について御説明申し上げます。7ページをお願いいたします。第3表、債務負担行為補正でございます。最下段の10番になります。住民基本台帳ネットワークシステム機器保守業務でございます。期間は35年度まででございます。限度額344万6,000円とするものです。31年2月からの機器の更新に当たりまして、機器の安定的な運用を行うため、債務負担行為を行うものでございます。次の8ページをお願いいたします。上段からになります。可燃及び不燃ごみ収集運搬業務、期間を35年度までの限度額を9,721万6,000円とするものでございます。町内全域286カ所のごみ収集場のごみを収集し、クリーンプラザまで運搬をしていただく業務でございます。町民の生活におきまして停滞することができない業務で、債務負担行為をお願いするものでございます。その下二つになります。生ごみ収集運搬業務と、生ごみ処理業務につきましては、31年度までの限度額がそれぞれ収集運搬業務を702万9,000円。処理業務を437万3,000円とするものでございます。ごみの収集日に合わせまして、14行政区125カ所の収集運搬業務と、それから家庭から出ます生ごみ、事業所からの生ごみを堆肥化にする業務でございます。こちらも停滞することができないため、債務負担行為をお願いするものでございます。次に20ページをお願いいたします。2枠目になります。目1戸籍住民基本台帳費、節13委託料、住基ネットシステムセットアップ委託料194万4,000円でございます。31年2月に住民基本台帳ネットワークシステムの機器更新を行いますので、そのシステムのセットアップの委託料でございます。以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎議長（山口 和幸君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（上村 哲夫君） はい。それでは、生活福祉課所管分の補正予算の説明を行います。8ページをお願いいたします。債務負担行為で、番号14、ヘルシーランド指定管理業務で期間を平成30年度から33年度まで、限度額を1億1,090万円といたしております。今回、同施設の温泉、売店、食堂の各

施設につきまして、指定管理制度を活用いたしまして、効果的な管理運営を行うことといたしております、3年間の委託料につきまして、限度額を計上いたしましたものでございます。次に歳入14ページをお願いいたします。1番下の枠で、目1、民生費国庫負担金、節4、児童福祉総務費負担金、障害児給付費負担金、1、361万5,000円の追加をお願いいたしております。児童福祉法に基づく障害児に対する支援サービスとして放課後等デイサービスなどのメニューがございますが、原則、保護者の1割負担で行っております。国2分の1、県と町が4分の1ずつの負担割合となっております。毎年度の実績に基づきまして予算化いたしておりますけれども、利用する児童数、利用回数などの増加によりまして、不足額が生じる見込みとなりましたので、負担割合に基づきまして、今回追加補正をお願いするものでございます。次の枠で節5、児童手当事業費負担金、児童手当負担金の追加につきましては、平成29年度の国の交付金が確定したことに伴いまして追加交付額を本節で受け入れるものでございます。次の15ページをお願いいたします。上の枠の中ほど、目2民生費国庫補助金、節1、障害者福祉費補助金、地域生活支援事業補助金の追加につきましては、業務で使用しております、障害者自立支援給付支払いなどに使用いたしますシステムの改修に要する費用の2分の1の国庫補助金を受け入れるものでございます。次の枠で目2民生費県負担金、節4児童福祉総務費負担金、障害児給付費負担金で680万7,000円の追加をお願いいたしております。国庫補助金で説明いたしました県の負担分4分の1の不足額を計上いたしましたものでございます。次の節5、児童手当負担金につきましても、国庫負担金同様、平成29年度の交付金確定による追加補正となっております。次の節6、救護施設費負担金。しらがね寮の保護費負担金201万1,000円につきましては、10月末現在で、当初見込み額よりも利用者が2名の増加、より見込まれる額と、当初予算額との差額を今回追加でお願いするものでございます。続きまして歳出をお願いいたします。22ページをお願いいたします。目4障害者福祉費、節13電算システム改修委託料につきましては、歳入国庫補助金で説明いたしましたシステムの改修に伴う費用となっております。次の節23償還金利子及び割引料の各返還金につきましては前年度の実績により各給付費と県補助金額が確定したことに伴いましてそれぞれ返還を行うものでございます。次の23ページをお願いいたします。目1児童福祉総務費、節19負担金補助及び交付金で、障害児保育事業費補助金の減額につきましては、当初見込み額と入所した保育園、認定こども園からの申請額との差額を減額補正するものでございます。節20扶助費、障害児通所支援費で、2,723万2,000円の追加をお願いいたしております。歳入で説明いたしましたが、1年間の見込み額として当初で計上いたしておりますが、利用者数回数の増加により不足が見込まれるため、前半期の実績に基づきまして追加補正をお願いするものでございます。次の節23償還金利子及び割引料で、それぞれ国県への返還金につきまして、前年度の実績に基づいての返還金額となっております。次の枠の目2救護施設事業費、節11需用費で、各細節の追加をお願いいたしております。燃料費につきましては、単価及び平均使用量の増加、水道料につきましては、超過料金の値上げに伴う不足見込み額、修繕料につきましては、厨房の排気ファン、手洗い水槽、給湯器の修理、賄い材料費につきましては、利用者の増と野菜などの食料品の高騰による不足見込み額を今回追加でお願いするものとなっております。以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 説明の途中ですが、休憩いたします。午後は1時30分に再開いたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時30分

◎議長（山口 和幸君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（出田 茂君） 高齢福祉課所管分について御説明を申し上げます。歳出になります。21ペ

ージをお願いいたします。最下段になります。目2老人福祉費、節28繰出金、介護保険特別会計繰出金、23万5,000円は、この後御説明いたします介護保険事業特別会計補正予算の介護予防生活支援サービス事業費の訪問通所型サービス負担金185万9,000円について、町の負担率12.5%相当額を繰り出すものでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（山口 和幸君） 健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） それでは健康推進課所管分につきまして御説明いたします。8ページをお願いいたします。債務負担行為の補正でございます。番号が15番、免田保健センター、自家用電気工作物保安管理業務につきまして補正を行うものでございます。続きまして16ページをお願いいたします。下から2段目でございますけれども、款20諸収入の目3雑入でございます。後期高齢者医療市町村療養給付費負担金精算金、855万9,000円でございます。これは平成29年度の負担金の額が確定いたしましたので、その精算金を受け入れるものでございます。続きまして24ページをお願いいたします。中ほどにありますけれども、目5の母子保健事業費、13委託料の健康診査委託料206万円の減額でございます。これにつきましては、妊婦健診の委託料を当初で120人分見込んでおりましたけれども、100人程度の見込みとなりましたために、20人分を減額するものでございます。その下、目6になります。予防接種事業費、11需用費の医薬材料費、63万7,000円の減額でございますけれども、これにつきましては、日本脳炎の予防接種につきまして、これまで春休みに行っておりましたけれども、医師との協議によりまして、夏休みに行くことといたしましたので、年度内にワクチンを用意する必要がなくなったというようなことで、減額するものでございます。それから、13委託料、個別接種、医療機関委託料、これにつきましては、乳幼児の予防接種につきまして今年度の出生児を110人と見込んでおりましたけれども、100人程度となる見込みですので、10人分の191万4,000円を減額するものです。それと高齢者のインフルエンザの予防接種につきまして、3,400人を見込んでおりましたけれども、見込みよりも90人ほど申し込みが少なくなりましたので、その分32万1,000円あわせまして223万5,000円を減額するものでございます。以上で健康推進課分の説明を終わります。

◎議長（山口 和幸君） 農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（船津 宏君） はい、それでは農業委員会分の補正予算について説明いたします。歳入から15ページをごらんください。1番下の枠、目4農林水産事業費県補助金、節1農業委員会補助金の農地利用最適化交付金187万2,000円を計上するものです。農地利用最適化交付金は、本年度から新たな農業委員会制度になったことに伴い、農業委員会の活動、農業委員会委員の活動実績に応じた交付金として、約3割分の今回交付があったものを計上しております。ほかに、農地集積等の成果実績に応じた交付がなされる予定で、3月に残りの交付金が交付される予定となっております。これらの交付対象は、農業委員の報酬が主なものとなります。次に、同じ欄の中の、国有農地管理処分事業事務取扱交付金1万3,000円を計上いたします。この交付金は、本年度あさぎり町内に自作農財産が確認されたことに伴い、事務取扱交付金が交付されるものです。次に16ページ中ほどの枠目1、農林水産業費受託事業収入、節1農業委員会費受託事業収入の農業者年金受託事業収入、40万9,000円です。当初予算で126万円計上しておりましたが、補助金交付決定額が166万9,400円となったため、40万9,000円増額するものです。次に歳出について説明いたします。24ページ、下の枠をごらんください。目1農業委員会費、節1報酬の農業委員報酬について、歳入で説明しました農地利用最適化交付金をこちらに充てて187万2,000円計上するものです。次に、25ページの1番上の欄、節11需用費の消耗品について、歳入で説明しました国有農地管理処分事業事務取扱交付金を充て1万3,000円計上するものです。次にその下の欄、目2農業者年金事務受託事業費、歳入で説明いたしました農業者年金受託事業収入の40万9,000円を充

当し、一般財源との差引5万7,000円を計上するものです。以上で農業委員会分の説明を終わります。

◎議長(山口 和幸君) 農林振興課長。

●農林振興課長(甲斐 真也君) はい、農林振興課の補正予算につきまして説明いたします。6ページとなります。第2表、繰越明許費です。最下段の款5農林水産業費、項1の農業費のたばこ乾燥機導入事業補助金につきましては、中球磨共同乾燥組合が、老朽化したたばこ乾燥施設について、JT事業を活用し更新をするもので、耕作者の負担分について町の支援を行うものです。施設整備につきましては、次年度の完了となることから、繰り越しをお願いするものです。次に第3表、債務負担行為補正になります。8ページをお願いいたします。番号16、事項、岡原農産物処理加工施設指定管理業務期間、平成30年度から平成35年度までで5年間の指定管理をお願いするものです。番号17、事項、農産加工センター指定管理業務、期間、平成30年度から平成33年度までで3年間の指定管理をお願いするものです。番号18、定住促進センター自家用電気工作物保安管理業務、平成30年度から平成31年度までで電気を使用するための機械器具などの保安業務をお願いするものです。続きまして歳出となります。25ページをお願いいたします。中ほどの目4農業振興費、節18備品購入費につきましては、地方創生事業を活用し、栗の里づくりを進めるため、加工用に特化した栗を生産することにより、所得向上並びに経営安定、栗の産地化を図ることを目的としまして取り組んでおりますが、今回、栗選果機と仕上げ機を導入するもので昨年導入しましたウッドチップパーと同様に、農業支援センターと無償貸与契約を結び、JAくま中球磨選果場へ選果機等を設置し、選別を行うこととしたものです。節19負担金補助及び交付金の農業振興事業補助金1,615万7,000円は、内訳といたしまして、球磨共同乾燥組合がたばこ共同乾燥施設の老朽化により、エコ型乾燥機の導入を行うもので、JTの助成を活用され、組合負担分について、町からの支援を要望されたもので、あさぎり町のほかに、人吉市、錦町も同事業を実施されたため、関係市町村で補助率を統一され、JT補助等を対象事業費の補助残3分の1の支援とその他の附帯工事分を含めた1,558万7,000円の助成を行うものが1点と、6月議会におきまして、球磨イチゴ生産組合が、産地パワーアップ事業をあさぎり町が球磨管内の事務の窓口となり、予算を計上し、町内では4件のイチゴ農家が暖房機、電照、炭酸ガス発生装置を整備されましたが、補助対象外工事費につきまして、イチゴ生産組合から支援の要望がありましたので、昨年の産地パワーアップ事業のように、町とJAで2分の1の支援となるように9万3,000円を助成するものです。もう1点が単県事業の平成30年度攻めの園芸生産対策事業を多良木町が事務の窓口となり、6件の園芸農家が3分の1の補助事業に取り組まれましたが、町内の対象農家はその中の2件で、その2件の農家より支援の要望があり、農家負担が2分の1の事業負担となるように、こちらの事業につきましても、町とJAで支援するために、47万7,000円の助成を行うものです。以上で農林振興課の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

◎議長(山口 和幸君) 商工観光課長。

●商工観光課長(北口 俊朗君) はい。それでは商工観光課所管の分を説明いたします。まず8ページ、債務負担行為につきまして、番号の19番、ビハ公園キャンプ場指定管理業務委託、30年度におきまして、指定管理期間が終了いたしますので、31年度から5年分の指定管理料を計上しております。20番、商工コミュニティセンター施設管理業務、これは、単年度の債務負担ですけれども、契約上、30年度中に進める必要がありますので、今回計上するものであります。続きまして歳出になります。26ページです。1番下段の目1、定住促進費、節19負担金補助及び交付金、先端設備導入補助金500万ですけれども、これは、深田地区にありますミート丸真が、先端設備を導入するということに対する補助です。その機械につきましては、高周波解凍装置で解凍工程において、現在の水解凍から、内部加熱方式による解凍をするという機械を導入されるということです。これによりまして、水道使用料の軽減ができるというものであります。

ミート丸真におきましては、町の誘致企業でもありますし、町水道の安定供給に協力いただけるという観点から、公益上必要と判断いたしまして、予算補助するものであります。以上です。

◎議長（山口 和幸君） 建設課長。

●建設課長（大藪 哲夫君） はい。それでは、建設課所管分の補正予算について御説明申し上げます。8ページをお願いいたします。債務負担行為の補正でございます。1番下の段、番号21でございますが、工事積算システム賃借、期間が平成30年度から平成35年度まででございます。限度額が515万5,000円です。現在使用しておりますシステムのほうの期間が終了いたしますので、システムの賃借契約の事務を進めるため負担行為をお願いするものでございます。15ページをお願いいたします。歳入でございます。1番上の枠の目7災害復旧費補助金、節2公共土木施設災害復旧費補助金1,507万1,000円の増額です。今年の7月5日から8日にかけて、梅雨前線豪雨により被災しました町道3カ所、河川1カ所に係る災害復旧費補助金でございます。11月の15日16日両日にかけて、国の査定を受けて、確定した補助金の増額をお願いするものでございます。1番下の枠、目4、農林水産事業費県補助金、節1農業費補助金、105万の増額です。百太郎土地改良区が事業主体として、団体営農業農村整備事業により、百太郎溝第10工区の分水ゲートの3カ所を改修を行うことになっております。国の国費ですね、国につきましてもは直接土地改良区に交付されますが、県の交付金は町で受け入れて、町の補助と合わせて交付することとなっております。事業費は700万でございます、15%の105万を歳入で受け入れるものでございます。25ページをお願いいたします。歳出でございます。下から2段目の目16農地費、節19負担金補助及び交付金245万円の増額です。先ほど歳入で説明いたしました百太郎土地改良区の団体営事業に係る補助金でございます。事業費が700万円で、県交付金が105万円、これに町の補助金、町の補助金は事業費の20%でございますので、140万円を合わせた245万円の増額をお願いするものです。30ページをお願いいたします。1番下の枠の目1公共土木施設災害復旧費、節15、工事請負費2,719万7,000円の増額です。歳入でも御説明いたしました梅雨前線豪雨によりまして被災した町道3カ所、町道3カ所は皆越地区でございますが、立野線それから皆越線のその1その2でございます。そして河川、これは須恵地区でございますが、堀川でございます。に係ます工事請負費の増額をお願いするものでございます。以上建設課所管分の説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 上下水道課長。

●上下水道課長（深水 光伸君） はい、上下水道課分につきまして説明をさせていただきます。24ページをお願いいたします。上段の最後の項目、目10水道費の補正でございますが、これにつきましては、水道事業特別会計で繰り出し基準内の児童手当を減額補正しております。このため補助金を減額するものでございます。続きまして28ページ、はい、28ページをお願いいたします。2枠目の目1下水道費の補正でございますが、下水道事業特別会計予算が減額補正となるため、繰出金を減額するものでございます。上下水道課分につきましては以上でございます。よろしく申し上げます。

◎議長（山口 和幸君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） 教育課所管分について説明申し上げます。第3表、債務負担行為補正、9ページをお願いいたします。22番小学校自家用電気工作物保安管理業務は5つの小学校分となります。準備行為期間を含めまして平成30年度から35年度までの6年間の債務負担行為としております。中学校自家用電気工作物保安管理業務についても同様でございます。それから中学校エレベーター保守点検業務。これにつきましては、エレベーターの定期点検と年間の監視業務を行うものでございます。中学校デマンド監視業務につきましては、電気の利用状況を監視しながら、電気料金の削減に努めるものでございます。26の校務用電算機器賃借から31の学校無線LAN機器賃借までは、小中学校の電算機器関係の賃借とソフト、サ

ーバー、フィルタリングサービス等の使用料になります。26の校務用電算機器賃借につきましては、教職員が使用いたします公務用パソコン140台分となります。それから、30の教育用端末コンテンツフィルタリングサービス、これは、有害サイトへのアクセスを防止するものでございます。1番下32のせきれい館施設管理業務につきましては土曜日祝祭日及び夜間等の管理をお願いするものでございます。次のページをお願いいたします。せきれい館エレベーター保守管理業務につきましては35年度までをお願いするものでございます。次の図書情報システム保守業務につきましては、せきれい館と生涯学習センターは両図書館の図書情報を管理するものでございます。高山総合運動公園自家用電気工作物保安管理業務につきましては35年度までとしております。体育施設予約管理システム保守業務につきましては31年度まで、次の体育施設予約管理システム、ファイアウォール保守業務。これは、ネット環境での外部からの侵入を防ぐものでございます。いずれも31年度までとしております。歳入に移ります。16ページをお願いいたします。2枠目、目1指定寄附金でございます。一行目の教育費寄附金についてでございますけれども、本年度におきましてもふるさと関西会から10万円の寄附をいただいております。それを受け入れるものでございます。続きまして歳出に移ります。2枠目、失礼しました29ページでございます。2枠目、小学校費の目1学校管理費、節18備品購入費でございますけれども、これは、ふるさと関西会からの寄附金を活用いたしまして、図書を購入するものでございます。小学校でございますので1校当たり2万円、5校分として計上しております。節19負担金補助及び交付金、余剰電力用計量器取替工事負担金につきましては、太陽光発電計量器の耐用年数が本年度深田小学校分の期限がまいります。したがって、その計量器の交換が必要になったということから、計上したものでございますけれども、交換します計量器につきましては九州電力の資産となり、機器代については九電が負担し、交換費用につきましては太陽光発電設置者である町が負担するものとなっております、その費用を計上しております。次に1番下になります。目2公民館費、節11需用費修繕料でございます。せきれい館空調設備の不具合がございまして、修繕をお願いするものでございます。次のページをお願いいたします。次に目2枠目になります。目1給食センター運営費、節18備品購入費でございます。給食センターでは検食用の給食を2週間ほど保管するようになっておりますけれども、その保管しておく冷凍庫が経年劣化によりまして故障が発生しております。修理での対応ができないということですので、補正をお願いするものでございます。以上で教育課所管の説明を終わります。どうかよろしくをお願いいたします。

◎議長(山口 和幸君) 生活福祉課長。

●生活福祉課長(上村 哲夫君) はい、歳入の部分で説明してない部分がございますので、説明をさせていただきます。歳入16ページをお願いいたします。上から4番目の枠、目1民生費納付金、節1救護施設費納付金、自己負担金として108万円の追加をお願いいたしております。前の県負担金で説明いたしましたが、利用者の増によりまして見込まれる額と当初予算額との差額を今回追加でお願いするものとなっております。以上でございます。大変失礼申し上げます。

◎議長(山口 和幸君) 建設課長。

●建設課長(大藪 哲夫君) はい、建設課でございます。歳入の説明の中でもれておりました。追加説明をさせていただきます。27ページ目でございます。真ん中の枠の目3、道路新設改良費、節22補償補填及び賠償金40万6,000円の増額でございます。これは、川瀬中島線の改良工事を行っておりますが、の中で、電柱4本の移転補償のための計上したものでございます。以上で追加説明を終わります。

◎議長(山口 和幸君) ほかに説明漏れはありませんか。ありませんね。提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。溝口議員。

○議員(14番 溝口 峰男君) 町長にお伺いいたしますが、債務負担行為が今回上げられております。そ

の中で、14のヘルシーランド指定管理業務が1億1,090万という多額の金額が出ておりますが、昨日も特別委員会やりましてですね、いろんな議論をしてきました。民間委託というか、今までは社協でありましたから民間委託することについては、問題はないわけでありましたが、この金額の設定のあり方にですねいろんな質疑があつて、私も委員長として、自分自身がまだ納得できない部分がありましたんで、今日は担当課よりはもう町長に最終的の責任者としてお伺いしたいというふうに思います。今までずっと委員会でも調査をしてきて5月の30日の第12回の会議ではですね、3年間で1億53万6,000円の委託料が私どもには説明がありました。それでは、この根拠は何だという話の中で、担当課からは再度詳細を検討していきたいという答弁でありました。13回の会議に、1年間7,563万2,000円という金額が示されました。これは、この根拠はですね、28年度の実績が2,706万5,000円であります。で、今回価格の改定をして、今までの1.2倍の利用客の増。そういったことを含めたところで、算定がなされて年間2,500万だということで資料が提出されました。ところが10月の18日のですね、それ以前にはヘルシーランド指定管理者募集要綱というのが示されたわけでありましたが、今回は、1億1,186万が限度額として示されました。13回の会議からするとですね、3,622万8,000円高くなってきとるわけですね。そして今まで社協に委託してた部分よりも高いわけです。で、そしてなおかつ、今回のプロポーザルの要綱を見ますと、ヘルシーランドばかりでなくして、温泉も含めてですよ。温泉と食堂と売店、この三つをすべて事業として委託しますよということが明確に示されました。今回応募した企業は、その3部門について収入を明確に出してありました。ところがですよ、ところが今回のその金額の中身はですね、担当課の説明では、あくまでも温泉センターだけはその収入だけを見てあったわけですね。何で募集要項には3つの事業を明確に示してありながらも、この積算根拠の中には温泉センターの収入だけしか計上してありません。それで支出をずっと計算されて、その中には売店も含まれてますよ。人件費も。そして、赤字分、赤字ていへばもうおかしいですたいね。その部分を今回の指定管理の委託料として計算されてる。なぜ食堂と売店の収入、事業収入を上げなかったのかということに対して、納得できる説明はありませんでした。これについて町長どのように考えて今回の金額を設定されたんですか。なおかつ、やはり民間に委託するということは、その目的はやはり、社協よりはもっとサービスがよくなって、してなおかつ経費が削減されるだろうとそういう目的が私は民間委託になるんだろうと思いますが、その目的と金額、明確にお尋ねしたいんで答弁いただきますか。

◎議長(山口 和幸君) 町長。

●町長(愛甲 一典君) はい、御指摘ありがとうございます。おっしゃるとおりですね。今回新しく民間委託ということで、最初応募があるかなと思っておりましたけど、3社の応募があつてですね、審査をしてもらって、ほかのところでも実績のあるところということで、ここがいいんじゃないかという方向はですね、そういうことで1社を決めていただいた。問題は指定管理のお金の話ですよ。ここはですね、大事なことだと思っておりますけれども、一つはですね、言えることは、今は民間、今度指定管理応募者側からの今人員の人数と、実際社協が運営した人数では2名程度の差がありますね。向こうの見積は2人多い。多いです現在ですね。一つに見えにくいというのは、社会福祉協議会のほうはですね今もそういうことをやっているんですけど、いわゆるこの現場が人が足らなときは、ちょっと応援してるという部分が結構やっぱり、ちょっと応援するということですね、見かけ上は少ない人間で運営して実際はプラスに応援してる部分は、実際のカウントできてないという部分が実はあつております。それから売店はですね、今まで非常に現実には収支面ではあんまり売り上げそんなありませんでしたので、これを収支は難しい面があつた。ただ今見ますと、少しずつ売りが上がってきますからですね、これはいい方向にしてくれることを期待しておりますけど、それからもう一つはですね、食堂も実際今まで実績からいけば年間400万500万の持ち出し、もつ

とあったですかね、正確にはちょっとあれですけどもありません。そういう状況を見てですね、少し慎重に設定したということは事実ですね、そのとおりです。ですから、私もあの昨日皆様に報告した状況をちょっとどうだったのということを聞きました。そういうことでありますけど、基本的にですね、やっぱりあの予算枠としてはいただきましたので、私は、昨日答弁も行ったようでもありますけど、やはり今後、今回の議会ですと、指定管理をきちっと決めていただいたならば、私も事業者の責任者呼んでですね、しっかりと事業内容はもう少し私はみたいと思っております。提案書を見ていただいたと思っておりますけど、少なくとも提案書の形ではですね、相当、いろいろとやってくれそうな状況の内容があります。しかしながらですね、今言われましたように一つはどれくらいの金額で本当やれるかというのが1点と、それからやはりあの基準線を置いてですね、1年1年の1年ごとにとするんですけど、いわゆるこれまだ決定しておりませんが、軸を置いてそのプラスマイナスこのところのどこかで枠を決めて、それ以上のところで協議の上で、経営の費用検討はしましよとかですね、そういうこと含めてですね、これやっとかないかなんかと思うんですね。ですから私も昨日の議論の中で、そのところが少し皆さんの理解が十分得てないところがちょっとあったように聞いてますので、ここは今指摘があったようにですねしっかりと実際の事業をお願いするに当たってのですね、中で整理をした上で、皆様にも報告しながらですね、やっていこうと思っております。そこんところはしっかりとですね、今の意見を受けとめたいと思っております。

◎議長（山口 和幸君） 溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） 今の町長の答弁を聞いてると、今回の債務負担行為の金額を上限として、設定するわけではありますが、この金額で向こうは提案してきとるわけですね。収支事業計画をですね。今のお話を聞くと、企業さんと話し合いをしながら、この金額を下げることはできるんですか。下げる協議をするというお話なんですか。それが一点と、今お話を聞いてきてそういうふうにするわけですが、それと1点は、なぜですね、今もう物産館の売店はもうずっと動いてます。3カ月ずっと動いてます。もう今まで加工場よりはですね3倍も3倍も売り上げが上がってます。ひと月240万ほど上がってますが、ですから、当然来年の4月以降も継続するわけですから、実績として今これだけの売り上げが上がっておるのに、それも全くその計算もしないで、今回この金額を出されてるわけですね。だからそこについての説明は今なかったんで、何でそれは入れられなかったんですかっていうことを、多分食堂については、私もあそこは今のところめど立ちませんので、私は事業収入はゼロとして見ていいんですけども、売店についてはもう実績があるわけですから、なぜその部分については、事業所等の収入といいますかね売上として、換算をした上で、今回のこの指定管理の委託料に反映されなかったんだらうか。思うんですが。その2点。もう1回。

◎議長（山口 和幸君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） はい、2点目のなぜかという、なぜ入れなかったっていうのは担当課で再度簡潔にあとで話してもらおうと思っておりますが、1点目のこの指定管理料についてですね、向こうの見積もりどおりするのかせんのかっていうのは、それはもういっぺん私は事業内容の確認する中でですね、精査はすべきだろうと思っております。ですから、それがどのくらいになるかっていうのはここで言えませんが、もう一遍確認はするということでもあります。そこはしないといけないと思っております。それであとの売店をですね、なぜっていうのは昨日説明してますので、そこをもう一遍担当課のほうで確認をお願いします。

◎議長（山口 和幸君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（上村 哲夫君） はい、ただいまのお尋ねでございますが、指定管理者制度の制度上の解釈といたしまして、利用料金制をとっております指定管理者の制度ですけれども、収入として上げる項目につきましては、利用料金これは公の施設として条例で定めるもののほか、その条例の中で指定管理者制度の中で、料金の変更については事前承認で変更できるという部分も含めております。それと指定管理の委託料、

この2点について、収入として上げるということでございます。この点につきましては、町のほかの利用料金制での指定管理の収入支出についても同様の記載と項目となっているということに基づいての収入としてあげられた項目でございます。以上でございます。

◎議長（山口 和幸君） 溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） 課長の答弁はもう何回も聞いてますから、それで納得できないからというわけですよ。事業収入の中にはですね、プロポーザルで応募してきた企業もちゃんと示してあるわけですよ。おふろの入浴料と売店とそれから食堂。この3つは今回委託された事業の中の収入として見ますよって。提案者だってそういう提案をしてきてる。なぜ執行部はですよ3つの事業を委託しながら、あくまでも委託料は風呂だけですよって、収入は、あとの売店とそれからむこうの食堂は自主事業ですよ。自主事業ですよ。そんなばかな話があるんですか。そういう説明だったら、プロポーザルの提案も売店もそれから食堂も自主事業の中に向こうが入れてこないかんわけでしょ。どうしてそういう違いが出てくるんですか。そこを明確にお示し願えません。課長の答弁いらないです。同じことの答弁だからもう。

◎議長（山口 和幸君） 暫時休憩します。ちょっと時間がかかりますから、トイレ等があったら済ませておいてください。

休憩 午後2時16分

再開 午後3時09分

◎議長（山口 和幸君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。溝口議員。再度質問してください。それに答弁させます。

◎議長（山口 和幸君） はい、溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） はい、先ほどの質問もほんならもう1回いたしますが、今回のプロポーザルの募集要項を見てみたときに、事業の中身はですね、ヘルシーランド温泉と食堂とそれから売店ということが明確に示されておったわけでありまして。しかしながら、今までの担当課の説明の中にはですね、この委託料の算定では、委託、お風呂だけの入浴料金だけが事業収入として見てると、ほかの部分については自主事業ということで、収入からは事業収入としては見てないという説明がありました。しかしながら、プロポーザルの内容を利用者から提案されたものを見ますとですね、しっかりとその3部門は、委託された事業として、見ておきまして、収入事業収入もしっかりと計上されておられました。これが本当の私はプロポーザルの要綱に従った提案だというふうに私は思うわけですね。今までの提案の中、執行部からの提案の中には、そういうものが今回ありませんでしたので、何でその3つの部門の2つについては、自主事業として扱うのかということがどうしても疑問が残ってしまったわけでありまして。本来は、昨日の予算の収支事業計画の中にはですね、しっかりと売店の人員の人件費、それから食堂の人件費ももう4名分、しっかりと見てあります。そうであるならば、私どもは、その部分も含めたところの事業収入として計上すべきではないのかということをお聞きしてきていたわけでありまして、明確な御答弁がございましたので、再度町長にその辺はですね、しっかりと答弁いただいてなかつその前に質問いたしました答弁の中で、今後協定書をお交す中で、しっかりとその金額については、相手方と協議をしていくというお話がありました。それが本当に約束できるものなのかどうか。それはあくまでも当初我々に示していただいた本来は2,500万がほんとは基準だと私どもは思っておりますが、そこまではいかんとしなくても、今の3,000幾らからするとですね下げていただかないと、住民は納得しないんじゃないのかなというふうに思いますので、この2点を明確に御答弁いただければと思います。

◎議長（山口 和幸君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） はい、まず私のほうから一言。指摘の内容がですね、よく私も理解できてますので、今言われましたように、3つともお願いするわけですからね。それをトータル的に事業としてどう見るかという観点でですね、先方とはよく収支のめんはですね少なくともこの今、今回お願いしております予算の枠を超えることなくですね、運営できるように、これはしっかりやっています。細かい内容については少し副町長のほうからフォローさせますので。

◎議長（山口 和幸君） 副町長。

●副町長（小松 英一君） はい、今の町長の答弁の内容についてですけれども、私どもも施設の維持管理に係る人件費あるいは光熱水費、いわゆるランニングコスト部分の費用の算出は、温泉、食堂それから売店ということで、3施設を考えておりました。当然指定管理委託料もその3つを要件とするということで算出しております。議員おっしゃったように、その中で、売店あるいは食堂での収入についての算定がなされてないと。このことについては、私どもも数字上は当然上がるものがございますし、事業者が収入それから必要な経費等をこれから支払っていかれるそういう費用負担も含めて、現段階ではまだ算定の数値に確たるもの持ち合わせてないということで、利用料金のところには計上を今回見送っているということもあります。それともう一つは、条例にありますところの温泉の入場料についての、当然料金設定がなされてますので、こちらについては利用料金制度上、当然収入として上げていくというふうなことを考えて進めてまいりました。今後でございますけれども、議員おっしゃったように、当然今後の3年間まずは指定管理委託をお願いするという場面に当たりましては、3年間の協定書の中に、あくまでもこの施設の維持管理と、それから当然みずから実施される事業等もございます。混在しますので、それらを含めて年度間の指定管理委託料の適正な支払い、いわゆる費用負担が大き過ぎた場合には返還を求める。あるいは、不足する場合には、町がその追加をとというような細かい協定の項目を設けまして、それに基づいて年度精算をするというような方法で、経費の節減を図っていきたいというふうに考えております。私どもがはじいております費用の限度額というものは、あくまでこの債務負担行為のマックスでございますので、それを当然超えることもありませんし、極力ですね、この施設の維持管理に係る費用負担という絞り込みをしまして、今後の指定管理の協定を進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

◎議長（山口 和幸君） はい、ほかに質疑ありませんか。小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 2点伺いたいと思います。ページは8ページで関連がありますヘルシーランドの指定管理の業務について伺いたいと思いますけど、特別委員会でもですねいろいろ質問させていただきまして、今日は町長以下副町長ご臨席でございますので、考え方としてちょっと質問いたしたいと思っております。一般的にですね今回の指定管理委託料に関しましては、温泉施設がですね温華乃遙も閉所しまして温泉が一つになる。競合する施設もない。当初は1.32倍の入館者を見込んで試算もして、して今回が純たる民間企業の指定管理の候補ということでございましてやはり経営ノウハウも十分お持ちの経営体でございます。当然、指定管理委託料というのは下がるだろうということは想定しておりましたが、それと逆の方向でありましたのでいろいろ委員会でも質問させていただいてるところでございますが、今回同僚議員の溝口議員のですね、質問等でそうゆうように努力していただくということで、承りましたけど、やはりこの指定管理委託料ですね、歳出根拠について、ほかの自治体をちょっと調べましたところ、指定管理の指針とかをもってですね、やはりその根拠あたりを精査するような取り決めをやるようなところがありました。今回の場合もこの指定管理委託料がですね、募集要項にあります金額が妥当なのかというその検証をですねどのようにされてきたのかということがまず1点伺いたいということと、それから平成32年から公会計に入りましたときに、事業別の収支をコスト計算書が多分作成可能だと思いますけど、そのときに、ヘルシーラ

ンド事業がどれだけのコスト計算書としてですね、でき上がったときの1人当たりの利用料に対する経費がはっきりわかると思います。そういう32年から33年度の委託料に関しましても、その辺の数値をもとにですね、やはりかなり高いならばその指定管理委託料の利益がある中における返還に対するやはりあの協議というのですねそのコストを考えながら、やはり協議をしていかなければいけない時点が来るとは思いますけど、その辺についていかがお考えなのか1点でございます。もう1点は、ごみですね、可燃物、不燃物の指定管理委託料でございますけど、前年、前々、近年3年ですか、5年か、そのうち比較してどのような数字になっているのか、その2点を伺いたしたいと思います。

◎議長（山口 和幸君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（上村 哲夫君） はい、ただいまの議員のお尋ねでございますが、一応毎年度の精算ということにつきまして御回答申し上げたいと思います。まず、現指定管理受託者の社会福祉協議会のほうから、年度ごとの協定を締結して、その中の各指定管理項目に対しましての計画、これにつきまして1項目ヒアリングを行いましてですね、実績はどうだったのかという点について突合いたします。で、例えば一つの例ですけれども指定管理委託料の中の施設の維持管理経費の中で植栽管理、これは選定と害虫駆除等がありますが、仮にこれを実施しなかったという項目がございましたらその部分の指定管理料についてはマイナスといったような方式でプラスマイナスを精算しまして、9月の補正予算の中で420数万だったと思いますけれども、過年度分の精算金を雑入で受けたというようなりサイクルというかサイクルで精算を検証を行っているというのが現状でございます。当然ながら今回の指定管理で候補者の方が正式に決定されますと、そういう点をも考慮いたしまして、今回提案いただいております内容についての詳細な確認をまず行った上で、項目を設定し、それに対する実績、この中には当然予想だにできなかった事態の変化でありますとか、そういう部分についてはリスク管理費用で管理をしていくということもこれも重要なことというふうに考えておりますので、ただいま申し上げたようなやはり手法によりまして、毎年度検証を精算を行っているというのが現状でございます。以上でございます。

◎議長（山口 和幸君） 副町長。ちょっと答弁が全部出来とらんで副町長。

●副町長（小松 英一君） はい。今生活福祉課長がですね現状を申し上げました。議員がおっしゃってられるように、温泉施設は当然洗い場もふえました、面積の総額もふえましたので、指定管理委託料もそれなりのコストが必要になってくると当然水の量もふえれば、わかず燃料代もふえるというようなことで、私たちは費用負担が増額になる。かたや歳入面では、温泉の入場料を引き上げさせていただいて、何とかその収支差額を大きくしないようにしたいというふうに考えておりましたが、今回の指定管理については、社協時代よりも年額において数百万程度の増額が、もう既にもう限度額として出さざるを得なかったということで、私たちも今後について、十分注意を払っていくということで所存でございます。で、ヘルシーランドのコスト計算の考え方ですね、これは当然議員がおっしゃるように、個別の総合管理計画の中で、まずもって公共施設のコストというものを、個別個別に判断をしていきますので、その際においてですね明確になります事業者側の収益、これもやはり、私は出していただくべきだろうと思います。あくまでも私どもは、ヘルシーランドという公共施設を維持管理していただく費用を指定管理委託料として支払いますけれども、それを利用して、事業を展開されるわけですので、そこで大きな事業収入、収益があるとすれば、その施設を使っているというその事業者側のですね利用料的な考え方も必要になるだろうと思いますし、片方では、私どもがこれまで算定していた、例えばその食堂の部分における光熱水費、そういうものももうじや事業の中で考えてくださいということが必要になるだろうと思います。ですから、事業者側が極端に萎縮してしまうともうどうしようもありませんけれども、やはりそこには私たちも当然お願いをするべき内容というものをですね、持ち合わせておかないとあとになってからおたくは相当利益あがってますね。返還してくだ

さいということはいえませんが、その部分は本当に注意してですね、指定管理の協定の中で、細かく相手方と詰めていく必要があると思っております。

◎議長（山口 和幸君） 町民課長。

●町民課長（宮原 恵美子さん） はい、債務負担行為で計上させていただいております可燃不燃ごみの収集運搬業務の件でございますが、30年度、平成26年度から30年度につきましては、下水道の整備に伴います一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法というのが、その趣旨にかんがみまして、覚書を業者のほうと、交わしておりました。30年度3月31日までで、この覚書が終了いたしますので、今回は債務負担行為を持ってお願いをするというものでございます。金額につきましては、これまでと内容的にはあまり変わりはありませんが、本年度は平成30年度が1,940万ほど計上させていただいております。次年度以降につきましては、1,950万から1,930万ほどなりますけれども、その年によってHappyマナーと言って月曜日に収集をしていただく部分がございまして、その日にちとかによって、若干の金額の違いがございまして、従来と金額的にはそう大きく変わりはないというふうに考えております。以上です。

◎議長（山口 和幸君） 小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） はい、可燃物のほうは了解いたしました。ヘルシーランドのその指定管理委託のことで今副町長がわかりやすく説明いただきました。浴槽も広がっているのでそれに伴う経費もふえていくということとそれからあの集客、客もふえるのは多分当然だと思うんですけど、岡原がない分ですね、そういうことでございますけど、やはり今後さっきおっしゃるようにフルコスト計算をしてみて、手持ちのですねそのヘルシーランドの事業自体の大体経費がどれだけなのかというのはもう30年以降は多分つかめると思っていますので、それが見据えてそのさっきおっしゃったように指定管理者のですね、その利益との検証を行う。でないと高いままの指定管理料払い続けることはですね、やはりヘビーユーザーとは言いませんけど、そのために一般の方々ですね公金を投ずることはなかなか理解しがたいものだと思いますので、それに関しましては明確にですね32年度からヘルシーランドのですね、行政コスト計算書を公表して、1人当たりの入浴料ですね、どれだけかかるんだという、コスト計算書とその辺の説明をですねあわせて決算では提出いただくようお願いできますか。

◎議長（山口 和幸君） 副町長。

●副町長（小松 英一君） はい。議員からも待たなしの声をいただきました。32年度からということでございますが、この後総務課長が今の事務の進捗等を御説明いたします。そのことを含めて当然私たちもこれからですね、全体の町の決算の状況だけではなくて、今議員がおっしゃったようにまさに特定とは私も申し上げませんが、温泉の利用をしていただく皆さんがたお1人お1人の利用料金もいただいているけれども、そこに当然やはり税を投入しているということも、明確にしていきたいというふうな趣旨だと思いますので、私たちもできるだけその個別のですね施設のコストがこれだけかかっていますということを、すべてをですね網羅してお示しすることはなかなか難しいかと思うんですけど、このように大きな指定管理委託料等をお支払いしている、お支払いしていく施設につきましては、今後そのようなですねコスト計算についての町の一定の考え方といいますか、数値をお示しすることも大事だろうと思っておりますので、そのところを今後の進め方として、総務課長のほうから答弁をいたします。

◎議長（山口 和幸君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい、町では今32年度末までの個別計画、公共施設の個別計画の策定に向けて進めているところでございます。その策定をするにあたっては、公共施設マネジメントシステムを導入し、基本の情報を入力しているところでございます。これは当然毎年度のコストが必要になってまいりますので、その数値を入れることによって分析、課題の抽出ができるものとなっております。ということから、3

2年度末、個別計画を策定することになります。それぞれの施設の将来の姿というものも示すこととなります。それに伴いまして毎年度の施設の姿というものも示す必要はあると認識しているところでございます。現在、まだ並行してのこのマネジメントシステムの入力作業になっております。今後個別計画を策定するにあたっては、当然毎年度のこのコスト分析についても、お示しできるように体制を整えていきたいと考えております。

◎議長（山口 和幸君） いいですか。他にありませんか。質疑ありませんね。
（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第29号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって議案第29号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第30号

◎議長（山口 和幸君） 日程第9、議案第30号、平成30年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算第2号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第30号、平成30年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算第2号について提案いたします。平成30年度あさぎり町の国民健康保険特別会計補正予算第2号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,499万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億7,643万4,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（山口 和幸君） 健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） はい、それでは引き続きですね、第2項から読み上げたいと思います。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。続きまして、7ページのほうをお願いします。歳入でございます。目1、保険給付費等交付金、節2保険給付費等特別交付金、特別調整交付金分でございます。27万円でございますけれども、国保事業の県単位化に伴いまして、国保事業の報告システムの改修が必要となっております。改修費用の全額を特別調整交付金として交付されるものでございます。歳出についてはまた後ほど説明させていただきます。目1繰越金、1億2,472万2,000円でございます。繰越金の総額は1億4,408万5,000円となります。次の8ページをお願いします。歳出でございます。目1、一般管理費、節13委託料の国保事業報告システム改修委託料でございます。27万円。歳入でも御説明いたしましたけれども国保事業の県単位化に伴うものでございます。全額、特別調整交付金として交付されます。それから目1の一般被保険者療養給付費、節19負担金補助及び交付金、一般被保険者療養給付費7,975万3,000円でございます。当初の見込みよりもこの給付費が7%ほどふえる見込みとなってきておりますので、その分を増額いたすものでございます。続きまして、目1の一般被保険者高額療養費、節19の負担金補助及び交付金の一般被保険者高額療養費でございます。この高額療養費につきましても、当初の見込み額よりも、かなり伸びておりますので、不足すると見込まれる部分をですね計上させていただいております。それから次の目5

の償還金でございます。節23の償還金利子及び割引料の療養給付費、負担金返還金。これは医療費の分でございますけれども、1,795万6,000円、それから老人保健医療の負担金の返還金、これが1,000円、特定健診等の負担金の返還金が82万2,000円ということで、これはいずれも負担金額の確定に伴います返還金でございます。以上で説明を終わります。

◎議長(山口 和幸君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんね。

(「なし」の声あり)

◎議長(山口 和幸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(山口 和幸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長(山口 和幸君) これから議案第30号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(山口 和幸君) 起立多数です。したがって議案第30号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第31号

◎議長(山口 和幸君) 日程第10、議案第31号、平成30年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算第3号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(愛甲 一典君) 議案第31号、平成30年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算第3号について提案いたします。平成30年度あさぎり町の介護保険特別会計補正予算第3号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ193万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億8,924万6,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長(山口 和幸君) 高齢福祉課長。

●高齢福祉課長(出田 茂君) 平成30年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算第3号について説明いたします。予算書2ページを引き続き読み上げます。2項、第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。債務負担行為について説明をいたします。5ページをお願いいたします。第2表債務負担行為です。介護保険指定事業者台帳システム賃借になります。これは年間の賃借料でございます。年度初め4月1日からシステムを使用しなければなりませんので、本年度中に契約等の事務処理を開始するため、債務負担行為を設定させていただくものです。なお予算措置につきましては、新年度の予算に計上させていただくもので、期間及び限度額につきましては、ここに記載のとおりでございます。次に、歳出から説明させていただきます。10ページをお願いいたします。歳出、1番目の枠になります。目1介護予防生活支援サービス事業費、節19負担金補助及び交付金、訪問通所型サービス負担金の不足分見込み額185万9,000円を増額するものです。2番目の枠になります。目1、地域包括支援センター管理費、節2給料4,000円、節3職員手当等4万5,000円、節4共済費2万8,000円の増額は給与費等の改定に伴うものでございます。給与費等の明細については、11ページから13ページに記載しているとおりでございます。次に、歳入を説明いたします。8ページをお願いいたします。歳入になります。1番目の枠になります。目2地域支援事業交付金、節1、介護予防日常生活支援総合事業交付金46万4,000円

は、歳出、訪問通所型サービス負担金の25%相当額になります。2番目の枠になります。目2地域支援事業交付金、節1地域支援事業支援交付金、50万1,000円は、訪問通所型サービス負担金の27%相当額になります。3番目の枠になります。目1地域支援事業交付金、節1介護予防日常生活総合事業交付金、23万2,000円は、訪問通所型サービス負担金の12.5%相当額になります。4番目の枠になります。目3地域支援事業繰入金、節1介護予防日常生活支援総合事業繰入金、23万5,000円は、訪問通所型サービス負担金の12.5%相当額になります。5番目の枠になります。目1繰越金、節1繰越金、繰越金50万4,000円は、歳出、給与費等に係る分7万7,000円と、訪問通所型サービス負担金の保険料負担金、負担分23%相当額42万7,000円になります。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第31号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第32号

◎議長（山口 和幸君） 日程第11、議案第32号、平成30年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算第1号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第32号、平成30年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算第1号について提案いたします。第1条、平成30年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算第1号は次に定めるところによる。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 上下水道課長。

●上下水道課長（深水 光伸君） はい、詳細について説明をさせていただきます。2ページの第2条から読み上げさせていただきます。第2条、平成30年度水道事業特別会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入、科目、第1款水道事業収益、補正前の額、4億204万3,000円。補正額12万円の減額、計4億192万3,000円、支出科目、第1款事業費用、補正前の額3億5,870万2,000円、補正額560万5,000円の減額。3億5,309万7,000円、次のページ、3ページをお願いします。第3条、予算第4条、本文括弧書きの全文を資本的収入額が資本的収入額に対し不足する額8,986万8,000円は過年度損益勘定留保資金8,103万5,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額883万3,000円で補てんするものとする。に改め、資本的収入支出の予定額を次のとおり補正する。支出、第1款資本的支出、2億9,190万7,000円。7万円の増。2億9,197万7,000円。債務負担行為、第4条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。事項、総合行政システム、賃借及び機器保守業務、期間平成30年度から平成31年度まで。限度額99万9,000円。次のページ4ページをお願いします。第5条、予算、第7条に定めた経費の金額を次のように改める。科目、職員給与費、補正前の額4,702万3,000円、補正

額970万円の減額。計3,732万3,000円。補正の内容につきましては、14ページをお願いします。補正予算の説明書でございます。収益的収入及び支出で収入としまして、2目他会計補助金の補正は、負担区分に基づく一般会計からの繰入金のうち、児童手当に係る分を減額するものでございます。続きまして、15ページの支出でございます。1目原水及び浄水費の補正は、3節修繕費の補正で、備考欄1番目の新深田浄水場非常用発電機修繕は、発電機の基盤の修理と起動用バッテリーの交換を行うものでございます。2番目と3番目の岡原第1及び第2の浄水場非常用発電機の修繕は、機動用バッテリーの交換を行うなものでございます。次の4目、総係費の補正は、16ページにかけまして、職員給与費の補正を行うものでございます。17ページをお願いします。資本的収入及び支出の補正で、1目配水設備整備費の補正は、人件費の補正でございます。続きまして8ページをお願いします。キャッシュフロー計算書でございます。紙への印刷のままのページを表示のため横向きになっており、少し見にくくなっておりますが、平成30年度末での資金の増加額は4,297万1,000円で、資金期末残高は3億8,454万1,000円となる見込みでございます。続きまして9ページをお願いします。9ページから10ページにつきましては給与費の明細を掲載しております。11ページをお願いします。債務負担行為に関する調書でございます。年度内に契約事務を行う必要があるために、総合行政システム賃料及び機器保守業務を計上しております。公営企業会計システム及び機器類の使用にかかわる経費を計上したものでございます。12ページをお願いします。予定貸借対照表でございます。資産の合計、及び次ページ13ページの負債資本合計ともに、46億2,692万9,114円となる見込みでございます。説明は以上でございます。よろしくをお願いします。

◎議長(山口 和幸君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◎議長(山口 和幸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
(「なし」の声あり)

◎議長(山口 和幸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長(山口 和幸君) これから議案第32号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
(賛成者起立)

◎議長(山口 和幸君) 起立多数です。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第33号

◎議長(山口 和幸君) 日程第12、議案第33号、平成30年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算第1号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(愛甲 一典君) 議案第33号、平成30年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算第1号について提案いたします。平成30年度あさぎり町の下水道事業特別会計補正予算第1号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ882万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億5,620万5,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長(山口 和幸君) 上下水道課長。

●上下水道課長(深水 光伸君) はい。説明をさせていただきます。2ページの続きを読み上げさせていただきます。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。4ページをお願い

します。第2表の債務負担行為でございます。マンホールポンプ維持管理業務及び草津山地区浄化槽維持管理業務は、4月1日からの業務となるため、本年度中から契約の手続を行うために債務負担行為を行うものでございます。6ページをお願いいたします。歳入でございます。目1の下水道事業一般会計繰入金金の補正につきましては、歳出予算が減額となりますので、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。次に、歳出予算でございますが、目2下水道維持費の補正は、人件費の補正と、節19負担金補助及び交付金の流域下水道維持管理費負担金の確定によりまして、不用額を減額するものでございます。目4の下水道建設費の補正は人件費の補正でございます。7ページから9ページにかけては、給与費の明細を掲載しております。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第33号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって議案第33号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第34号

◎議長（山口 和幸君） 日程第13、議案第34号、平成30年度球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算第2号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第34号、平成30年度球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算第2号について提案いたします。平成30年度球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算第2号は次に定めるところによる。債務負担行為、第1条地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第1表、債務負担行為による。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（出田 茂君） 平成30年度球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算第2号について説明いたします。債務負担行為について説明します。3ページをお願いいたします。第1表、債務負担行為です。デジタル複合機賃借になります。これは来年度4月1日からデジタル複合機を使用することになりますので、本年度中に契約等の事務処理を開始するため、債務負担行為を設定させていただくものでございます。デジタル複合機の賃借につきましては、1年分のうち、約1カ月分を障害認定審査事業特別会計で、残り約11カ月分を介護認定審査事業特別会計で案分するものでございます。なお、予算措置につきましては、新年度の予算に計上させていただくもので、期間及び限度額につきましては記載のとおりでございます。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第34号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって議案第34号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第35号

◎議長（山口 和幸君） 日程第14、議案第35号、平成30年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算第2号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第35号、平成30年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算第2号について提案いたします。平成30年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算第2号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の総額は第1表歳入歳出予算補正による。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（出田 茂君） 平成30年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算第2号について説明をいたします。予算書2ページを引き続き読み上げます。債務負担行為第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は第2表債務負担行為による。債務負担行為について説明をいたします。5ページをお願いいたします。第2表債務負担行為です。先ほどの障害認定審査事業特別会計補正予算で説明しましたデジタル複合機賃借の介護認定審査事業特別会計で負担する約11カ月分になります。なお、予算措置につきましては、新年度の予算に計上させていただくもので、期間及び限度額につきましては記載のとおりでございます。次に歳出を説明いたします。8ページになります。1番目の枠目1、一般管理費、節2給料5,000円、節3職員手当等2万5,000円。節4共済費5万8,000円は、給与改定に伴うものでございます。給与費等の明細につきましては、9ページから11ページの記載のとおりでございます。2番目の枠、目1予備費8万8,000円を減額します。これは、一般管理費の増額に対応したものでございます。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第35号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎議長（山口 和幸君） 以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれにて散会いたします。

●議会事務局長（大林 弘幸君） 起立願います。礼。お疲れ様でした。

午後4時06分 散会